



令和6年12月23日

広島労働局長
小沼宏治 殿

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行 正

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け広労発基 0821 第2号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと
おりの結論に達したので答申する。

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,052円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり



令和6年12月23日

広島労働局長
小沼宏治殿

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田行正

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け広労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,080円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり



令和6年12月23日

広島労働局長
小沼宏治 殿

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行 正

広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け広労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

広島県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （1）18歳未満又は65歳以上の者
 - （2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,038円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり